

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会 支部広島県済生会 介護老人保健施設はまな荘

施設サービス並びに(介護予防)短期入所療養介護サービス運営規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会支部広島県済生会介護老人保健施設はまな荘(以下「本施設」という。)において実施する施設サービス並びに(介護予防)短期入所療養介護サービス(以下「施設サービス等」という。)の管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

2 管理運営に関する事項でこの規程に定めるものの他は介護保険法及びその他関係法令で定める。

(運営方針)

第 2 条 明るく快適な環境のもとで、利用者の生活リハビリテーションその他必要な医療、看護並びに日常生活上の介護を行い、利用者の家族、居宅介護支援事業者、関係市町村、病院、社会福祉機関、地域ボランティア団体等との連携を密にし、本施設の総力を挙げて高齢者の自立を支援し、その家庭への復帰に取り組み、併せて家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

第 2 章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種及び員数)

第 3 条 本施設に次の職員を置く。

一 施設長	1名 (医師)
二 医師	1名以上 (通所リハビリと兼務)
三 薬剤師	1名以上
四 看護職員	10名以上
五 理学療法士または作業療法士	5名以上 (通所リハビリと兼務)
六 支援相談員	3名以上 (1名は通所リハビリと兼務)
七 介護員	30名以上 (内介護福祉士21名以上)
八 管理栄養士	1名以上 (通所リハビリと兼務)
九 介護支援専門員	2名以上 (支援相談員と兼務)
十 事務職員	3名以上 (通所リハビリと兼務)

十一 その他広島県済生会支部長(以下「支部長」という。)が必要と認めた職種、必要数。

2 職種の員数は、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成15年4月1日厚生省令第40号)、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成15年4月1日厚生省令第37号)に定められている数を下廻らない範囲で定める。

(職務内容)

第 4 条 前条第 1 項に掲げる職員の職務は、次のとおりとする。

- 一 施設長は、支部長の命を受け施設の業務を統括し、所属職員を指揮監督して施設の管理運営にあたる。
- 二 医師は、施設長の命を受け利用者の健康管理及び適切な治療にあたる。
- 三 薬剤師は、施設長の命を受け医薬品の供給、管理、調剤並びに医薬品の適正な使用に必要な情報の提供にあたる。
- 四 看護職員は、施設長の命を受け医師の指示のもとに医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画又は(介護予防)短期入所療養介護サービス計画(以下「施設サービス計画等」という。)に基づく看護業務にあたる。
- 五 理学療法士及び作業療法士は、施設長の命を受け医師の指示のもとに利用者の施設サービス計画等に基づいた生活リハビリテーションに関する計画を立案し、他の職員と連携してその実施にあたる。
- 六 支援相談員は、施設長の命を受け利用者等への個別支援相談業務を行うほか、レクリエーション等の計画、指導並びにボランティアの指導にあたる。
- 七 介護員は、施設長の命を受け施設サービス計画等に基づき、利用者の日常生活全般にわたる介護業務にあたる。
- 八 管理栄養士は、施設長の命を受け利用者への適切な食事の提供と栄養管理並びに調理員の指導にあたる。
- 九 介護支援専門員は、施設長の命を受け利用者の施設サービス計画等の原案を作成するほか、介護認定更新の申請手続き、及び介護認定調査にあたる。
- 十 事務職員は、施設長の命を受け経理事務並びにその他事務全般の処理にあたる。
- 十一 運転手は、施設長の命を受け運転業務並びに利用者の介助及びその他の労務関係業務にあたる。

第 3 章 利用者に対する施設サービス等の内容

(勤務体制の確保等)

第 5 条 職員の勤務の体制は、常に利用者に適切な施設サービス等が提供できるよう定めるものとする。

- 2 施設サービス等は、本施設の職員によって提供するものとする。
- 3 施設長は、職員に利用者へのサービス向上のために、その知識と技術を高め職務遂行能力の向上を図るため、講習会、研修会等の教育を受ける機会を与えるものとする。

(定員の遵守)

第 6 条 本施設の入所定員は、80人とする。

(入 所)

第 7 条 入所は、入退所検討委員会において身体の状態及び病状により施設サービス等の提供が必要であると認められる入所申込者を入所させることができる。

- 2 入所の判定に際しては、入所申込者の重介護を理由に入所を拒んではならない。
- 3 入所申込者の病状が重いため入所が不相当であると認められる場合には、適当な病院または診療所を紹介しなければならない。

- 4 新たに入所した者については、心身の状態を診断し、性格、生活歴、教育歴、その他身上に関する必要な事項を調査し、施設サービス計画等を立てなければならない。
- 5 新たに入所した者に対しては、施設の運営方針、施設内での規律及びその他必要な事項について説明し、施設内での生活の不安を取り除くように努めなければならない。

(退 所)

第 8 条 退所は、定期的に入退所検討委員会で入所の継続の要否を判定し退所させなければならない。

2 次の場合には退所の措置をとるものとする。

- 一 施設側が、家庭復帰が可能であると判断したとき
- 二 利用者から退所の申し出があり、しかも家庭復帰が適当と認められたとき
- 三 利用者が無断で退所し、再入所の見込みがないとき
- 四 利用者に病院治療の必要が生じたとき
- 五 利用者が適応となる介護認定を受けられないとき
- 六 利用者が死亡したとき

3 利用者の退所に際しては、家庭復帰後の在宅療養が円滑に行えるよう、本人又はその家族等に対する医療、介護面での適切な相談、指導等を行うとともに、退所後の担当医師及び利用者が希望する居宅介護支援事業者に対する情報の提供、本施設の(介護予防)短期入所療養介護及び通所リハビリテーション等のサービスの提供、その他の介護保険サービス及び保健、福祉サービスを提供する機関との連携に努めなければならない。

4 施設長は、利用者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行う等、共同生活の秩序を著しく乱すことがあった場合には、適切な指示と指導を行い、更にそれに従わないときには、入退所検討委員会の協議を経て、保証人の承認を得たうえで退所させることができる。

(受給資格の確認及び記録の記載)

第 9 条 介護保険法に係る施設サービス等の提供を求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって施設利用資格を確認するものとする。

2 利用者に介護保険に係る施設サービス等を行った場合には、必要な事項を介護保険被保険者証に記載しなければならない。

(文書の交付)

第 10 条 医師は、利用者のために往診を求め、又は利用者を病院もしくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し診療状況に関する文書を交付しなければならない。

(通 知)

第 11 条 施設サービス等を受けている利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞無く、意見を付してその旨を該当利用者の居住地を管轄する市町村長に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに、施設サービス等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護の程度を増進させたと認められるとき
- 二 偽りその他不正の行為によって、保険給付を受け、又は受けようとしたとき

(施設サービス等の方針)

- 第12条 施設サービス等は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。
- 2 施設サービス等は、施設サービス計画等に基づき、漠然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
 - 3 施設サービス等の提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し療養上必要な事項について理解しやすいよう指導、説明を行わなければならない。
 - 4 施設サービス等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
 - 5 本施設は、自らその提供する施設サービス等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(診療の方針)

- 第13条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 一 診療は、一般に医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断の基に療養上妥当かつ適切に行う。
 - 二 診療に当たっては懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項については理解し易いように指導を行う。
 - 三 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して利用者の心身の状態を観察し、高齢者の心理が健康に及ぼす影響を充分考慮して、心理的な効果をも挙げることができるよう適切な指導を行う。
 - 四 常に利用者の症状及び心身の状態、並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め、本人又はその家族等に対し適切な指導を行う。
 - 五 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の症状により妥当かつ適切に行う。
 - 六 特殊な療法又は新しい療法等については、厚生大臣が定めるものの他は行ってはならない。
 - 七 厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。

(必要な医療の提供が困難な場合の措置等)

- 第14条 医師は、利用者の症状からみて本施設において必要な医療を提供することが困難であると認めた場合には、速やかに協力病院その他適当な病院等への収容の措置を講じ、又は他の医師の対診を求めるなど診療について適切な措置を講じなければならない。
- 2 医師は、みだりに利用者のために往診を求め、又は利用者を病院等に通院させてはならない。
 - 3 医師は、利用者のために往診を求め、又は病院等に通院させる場合には、当該病院等の医師に対して当該利用者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
 - 4 医師は、利用者が往診を受けた医師、又は通院した病棟等の医師から当該利用者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(施設サービス計画等の作成)

第15条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画等の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画等に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス等の作成に当たっては、適切な方法により利用者についてその有する能力、及びその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、並びに利用者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該利用者に対する施設サービス等の提供に当たる他の従事者と協議の上、サービスの目標及びその達成期間、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項などを記載した施設サービス計画等の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画等の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画等の作成後においても、施設サービス等の提供に当たる他の従事者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画等の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画等の変更を行うものとする。

(リハビリテーション)

第16条 リハビリテーションは、利用者の心身の諸機能の改善又は維持に図るため、計画的に行わなければならない。

- 2 利用者のリハビリテーションは、週2回以上実施するものとする。

(看護及び介護)

第17条 看護及び介護は、利用者の病状、心身の状態等に応じ適切に行うとともに、日常生活の充実に資するよう配慮しなければならない。

(相談及び援助)

第18条 本施設は、常に利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 家族相談室を設け、家族や地域住民に対する相談指導を実施するための支援相談員を配置する。

(食 事)

第19条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を充分考慮するものとする。

- 2 食事時間は次のとおりとする。

- 一 朝食 7:00 ～ 8:00
- 二 昼食 12:00 ～ 13:00
- 三 夕食 18:00 ～ 19:00

- 3 利用者の食事は、できるだけ食堂で行えるよう努めなければならない。

(保健衛生)

第20条 利用者と施設の保健衛生のために次の事項を実施しなければならない。

- 一 衛生知識の普及指導及び生活習慣の確立
- 二 週2回以上の入浴又は清拭
- 三 その他保健衛生のために必要な事項

(健康管理)

第21条 医師は、毎週3回以上の診察を行うものとする。

- 2 緊急の場合は、前項の規定にかかわらず診療を行わなければならない。

(ケアカンファレンス)

第22条 施設長以下利用者の施設サービス等に関与する全ての職員は、利用者のサービス向上を図るため定期的にケアカンファレンスを開き、職員の意思統一や情報の伝達及び正確な把握、問題、課題に関する討議を行わなければならない。

(利用料)

第23条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 一 別紙の料金表による保険給付の自己負担額
- 二 別紙の料金表による利用者が選定する食費、居住費、日常生活費、個室料、私物の洗濯代、その他の費用等

(介護予防)短期入所療養介護の送迎の実施地域について)

第24条 (介護予防)短期入所療養介護の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

- 一 坂町、海田町、熊野町、広島市安芸区

(無料または低額利用事業)

第25条 生活困難者等については、無料又は低額な費用で本施設が利用できるものとし、その方法については別に定める。但し、入所利用者に限る。

- 2 生活保護法による保護を受けている者及び無料又は施設療養に要した費用(利用料を含む。)の10%以上を減免した入所者の延数が入所者総延数の10%以上としなければならない。

(掲 示)

第26条 本施設内の見やすい場所に、管理規程の概要並びに職員の勤務の体制及び協力病院、利用料に関する事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第27条 当施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 居宅支援事業者等に対して、利用者の関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかななければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第28条 居宅支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者等に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその職員に対し、本施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 施設サービス等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、別に苦情解決要領を定める。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第30条 本施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体の拘束等)

第31条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 本施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第4章 利用者の守るべき規律

(外出及び外泊)

第32条 利用者が外出又は外泊しようとするときは、所定の手続きを行い、外出又は外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届け出なければならない。

(身上変更の届出)

第33条 利用者は家族関係などに変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

(禁止行為)

第34条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 他人に迷惑を及ぼすこと
- 二 自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- 三 指定した場所以外で火気を用いること
- 四 故意に施設もしくは物品を破損し、又はこれらを施設外に持ち出すこと
- 五 金銭又は物品の頼み事をする事
- 六 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること

第 5 章 非常災害対策

第 35 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、支部用度課長を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（業務継続計画の策定等）

第 36 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第 6 章 その他施設の管理に関する事項

（記録の整備）

第 37 条 本施設は、建物及び構造設備、職員、会計、入退所の判定並びに利用者に対する施設サービス等の提供に関する次の諸記録を整備しなければならない。

一 管理に関する記録

- (1) 事業日誌
- (2) 職員の勤務状況、給与、研修などに関する記録
- (3) 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表

二 入退所の検討に関する記録

- (1) 入退所の検討の経過
- (2) 定期的な退所検討の経過及び結果

三 施設療養その他のサービスに関する記録

- (1) 利用者の台帳（病歴、生活歴、家族の状況などを記録したもの）
- (2) 施設サービス計画書等
- (3) 利用者のケース記録
- (4) 診察、看護、介護、機能訓練などの日誌
- (5) 診療録等診療に関する記録
- (6) 献立及び食事に関する記録

四 会計経理に関する記録

五 建物及び構造設備に関する記録

(衛生管理)

第38条 利用者の使用する施設設備、食器その他の備品及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 医薬品及び医療器具の管理を適正に行わなければならない。

(協力病院)

第39条 利用者の病状の急変等に備えるため、協力病院等を次のとおり定める。

- 一 協力病院 済生会広島病院
- 二 協力歯科医療機関 ふじもと歯科医院

(その他)

第40条 事業所は、当事業従業者の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、管理者が支部長の承認を得て決定する。

附 則

この規程は平成11年4月1日から施行する。

介護保険法制定に伴い、平成12年4月1日に一部改正する。

附 則

この改正は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成17年10月1日から施行する。

附 則

この改正は平成17年12月1日から施行する。

附 則

この改正は平成19年5月1日から施行する。

附 則

この改正は平成19年7月1日から施行する。

附 則

この改正は平成25年8月1日から施行する。

附 則

この改正は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成26年5月1日から施行する。

附 則

この改正は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は令和元年6月1日から施行する。

附 則

この改正は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この改正は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は令和6年4月1日から施行する。